

令和8年8月千葉豪雨により被災した市内中小企業・小規模事業者向け臨時相談窓口 の設置について

千葉市では、令和8年8月千葉豪雨により被災した市内中小企業・小規模事業者を対象として、千葉市および公益財団法人千葉市産業振興財団に臨時相談窓口を設置し、融資制度や経営全般に関する相談を受け付けますので、お知らせします。

1 臨時相談窓口の概要

千葉市および公益財団法人千葉市産業振興財団に、市内中小企業・小規模事業者を対象とした臨時相談窓口を設置しました。

(1) 千葉市中小企業資金融資制度やセーフティネット保証認定に関する相談

- ア 相談場所 千葉市経済農政局経済部産業支援課（市役所高層棟7階）
- イ 受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）
- ウ 電話番号 043-245-5284
- エ 市ホームページ

【URL】<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/r080813ooamesaigai.html>



(2) 経営全般に関する相談

- ア 相談場所 公益財団法人千葉市産業振興財団
（中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階）
- イ 受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）
- ウ 電話番号 043-201-9506
- エ 電子メール相談

【URL】<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/contact/>

- オ 千葉市産業振興財団ホームページ

【URL】<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/?p=13885>



2 設置日

令和8年8月17日（月）

<参考>

1 千葉市中小企業資金融資制度

市内中小企業者の経営基盤の確立、生産性向上、資金繰り安定のための金融機関からの融資に対し、利子補給等の支援を行っています。手数料、斡旋料、紹介料、仲介料等は一切かかりません。

○市ホームページ

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/shikinyuushi.html>



2 セーフティネット保証

自然災害等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者が資金調達を円滑にできるよう、通常の借入限度額とは別枠で信用保証協会の保証が受けられる制度です。

今後、災害救助法が適用された本市を含む県内25市町を対象にセーフティネット保証4号（突発的災害（自然災害等））が適用される予定です。申請方法等の詳細は、決まり次第、市ホームページでお知らせします。

○市ホームページ

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/h24safetynet.html>

